

平成29年度行政評価シート【個表】

平成 29 年 6 月 22 日

評価対象事業		評価者	総務課担当課長 小林 昭嗣	
総務-06	実施事業	事務管理事務	自治事務	主管課 総務課
			法定受託事務	関連課 行革推進課
総合計画上の位置付け	分野	行財政運営	施策の方針	行財政運営

1 事業の目的

対象	市職員等
意図	最少の経費で最大の行政サービスを提供するため。
効果	行政事務の適正な管理を行い、社会情勢の変化に即した組織の構築に努め、効率的かつ効果的な行政運営を行う。

2 平成28年度に実施した事業の概要

行政不服審査法等に係る業務を行った。

3 事業費等基礎データ

データ 人口等の データ	データ区分	27年度決算	28年度決算	データ区分	29年度当初予算	備 考
	人 口	177,243人	176,869人	人 口	176,466人	・各年3月31日 (住民基本台帳)
	世 帯 数	80,676世帯	80,928世帯	世 帯 数	81,150世帯	
	事業の対象者数			事業の対象者数		
運営資源状況	決算値(千円)	0	0	当初予算(千円)	332	
	国県支出金			国県支出金		
	地方債			地方債		
	その他			その他		
	一般財源			一般財源	332	
	人員配置数	0.0	0.1	人員配置数	0.5	
	人 件 費(千円)	0	753	人 件 費(千円)	3,817	
事業経費運営	総事業費(千円)	0	753	総事業費(千円)	4,149	
	市民1人当りの経費(円)		4	市民1人当りの経費(円)	24	
	対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、ニーズに応じて実施する事業ではない
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、廃止・休止はできない
有 効 性	事業の成果は得られているか	9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、成果を計ることはなじまない
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△-9. 実施が義務付けられており(法定受託事務等)、協働はなじまない
	協働実施済の場合のパートナー	
事業内容の方向性	☒ a: 事業内容を見直す ☐ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	☐ 拡大 ☐ 縮小 ☒ その他
	新しい行政不服審査制度に対応した、審査庁業務、審理員補助事務、審査会事務局事務の確実な執行体制を構築する。	
予算規模の方向性	☐ A: 予算規模を拡大する ☒ B: 予算規模は現状維持とする ☐ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 新しい行政不服審査制度が施行されてからの期間が短いため、当面現状維持とする。 (審査請求件数が増大した場合、その種類によっては、行政不服審査等嘱託員報酬又は行政不服審査会委員報酬の増加が必要となる場合がある。)
総評(評価に対する考え方、根拠等)	平成28年度は各部総務担当課が担っていた審査庁業務を、平成29年度から総務課に一元化したことにより、より効率的な執行が期待できる。 事務管理を執行する行革推進課が新しい行政不服審査制度の施行にあわせた事務執行体制を確立するに当たり、事務管理事務の一部として整理してきたが、事務執行体制が見直されたことに伴い、他の関連事務との再編を検討する必要がある。	

